(目的)

第1条 この要綱は、小浜市議会(以下「議会」という。)におけるパブリックコメント手続に関して基本的な事項を定め、議会の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映することにより、「市民と共に歩む開かれた議会」としての役割を果たすことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、議会の政策等の形成 過程において、その政策等に関する素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、 広く市民等から意見および情報(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた 意見等に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所または事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者
  - (5) 本市に対し納税義務を有する者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係 を有する者

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。
  - (1) 議員または委員会の提出による、市政または議会に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
  - (2) 議員または委員会の提出による、市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃(地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めたもの

## 【解説】

- (1)「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、特定の地域や特定の者を対象とするものではなく、市内全域または全市民を対象とするもので、いわゆる政策条例が例として挙げられます。
  - また、「議会に関する基本方針を定めることを内容とする条例」として、議会活動の基本理念を定めた小浜市議会基本条例が挙げられます。
- (2)「地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定において、直接請求の対象とされていないことを踏まえ、この制度の対象としません。
- (3)(1)(2)以外で、パブリックコメント手続の目的に照らして対象とすべきものであり、その例としては、「小浜市議会に関する各種条例または規則の制定または改廃のほか、特定の地域や特定の者を対象とするものであっても、市内全域または全市民に対して広く意見を求める必要があると認められるもの」などが挙げられます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象 としないことができる。
  - (1) 緊急を要するものまたは軽微なもの
  - (2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの
  - (3) 政策等の性質がパブリックコメント手続に適さないもの

## 【解説】

(1)「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続に要する時間の経過により、政策等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に迅速に対応する必要がある場合や、次の会期に審議したのでは時機を逸してしまうと判断される場合などが考えられます。

「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わない ものや、法令等の改正等に伴い一部表現を変更するものなどが考えら れます。

(政策等の素案の公表時期および公表資料)

- 第4条 議会は、パブリックコメント手続を実施するときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に相当の期間を設け、その素案を公表するものとする。
- 2 議会は、前項の規定により政策等の素案を公表するときは、その素案を作成した趣旨、目的、背景等その政策等の素案を市民等が理解するために必要な参考資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 議会のホームページへの掲載
  - (2) 議会事務局、コミュニティセンターおよび市役所東側(裏側)の当直前(土・日・祝日のみ)における閲覧
  - (3) 上記(1)(2)による閲覧が困難な状況にあるなど、特段の事情があると議長が認めた場合は、希望者の申出により、素案等を配付するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、議会報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 議会は、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、政策等の素案の概要を 前2項に規定する方法により公表することとし、政策等の素案および参考資料全 体については、議会事務局内における閲覧のみとすることができる。
- 4 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、募集期間等 必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

- 第6条 議会は、市民等が政策等の素案についての意見等を提出するために必要と 判断される期間を考慮し、原則として3週間程度を目安として意見等の募集期間 を定めるものとする。
- 2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 議会が指定する場所への書面の直接提出
  - (2) 郵便

- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が適当と認めた方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名および連絡先(法人その他の 団体にあっては、その名称、所在地および連絡先)を明らかにしなければならな い。

(意見等の取扱い)

- 第7条 議会は、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。
- 2 議会は、前項の規定により政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要およびこれに対する議会の考え方を公表するものとし、その政策等の素案を修正したときは、修正の内容およびその理由を公表するものとする。
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等 のうち類似の意見等およびこれに対する議会の考え方をまとめて公表するもの とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、その全部または一部 を公表しないことができる。
  - (1) 賛否のみを記した意見等
  - (2) 政策等に内容が合致しない意見等
  - (3) 前条の規定による提出方法または条件等に反して提出された意見等
  - (4) 小浜市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年小浜市条例第2号。 以下この条において「議会の個人情報保護条例」という。)第21条に規定する不開示情報が含まれている意見等
- 5 第2項および第3項の規定による公表の方法は、第5条第1項および第2項の 規定を準用する。
- 6 議会は、収集した個人情報について、議会の個人情報保護条例の規定に基づき、 適切に取り扱わなければならない。

(実施状況一覧の作成および公表)

- 第8条 議長は、第4条第1項の規定により公表を行った政策等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、議会のホームページに掲載するものとする。
  - (1) 政策等の名称
  - (2) 素案等の公表日および意見等の募集期間
  - (3) 素案等の公表の方法
  - (4) 問合せ先

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な 事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。